

「オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアル作成に係るアドバイザー会議」
開催要領

1. 趣旨

オンラインゲームに関する消費生活相談の件数は、増加傾向にある。相談内容としては特に未成年者からの課金に関する相談が多く、2009 年度は契約当事者が 20 歳未満は 4 分の 1 程度だったが、2019 年度では半数以上が 20 歳未満からのものであり、小学生 40%、中学生 40%、高校生 15%と低年齢化が進んでいる。それらの背景には、ゲーム依存が疑われるものが存在するのではないかと考えられる。

これを受け、消費者庁では、ゲーム依存に関する相談が本人や家族から寄せられた際に医療機関や自治体などの適正な窓口につなぐなどのためのオンラインゲームに関する消費生活相談員向けのマニュアルを作成して相談員に配布することとし、マニュアルを作成するに当たり第三者的な観点からマニュアル内容の適正化を図るために、有識者に助言を仰ぐ会議を開催する。

2. 検討項目

- ゲーム依存と疑われる方を、専門機関へつなぐための目安
- （当事者が未成年の場合の）保護者からの相談への対応その他の応答要領
- 専門機関へつなぐ際の都道府県（地域）別の窓口リストの作成
- その他相談員が注意・配慮すべき事項の整理

3. 委員等

- （1）委員は、別紙の者で組織する。
- （2）会議の座長は、消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- （3）座長は、アドバイザー会議を総括する。
- （4）座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

4. 運営

- （1）会議の庶務は、新未来創造戦略本部において処理する。
- （2）座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- （3）会議は原則として公開で行う。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公開にすることができる。
- （4）会議の資料は、原則として会議終了後速やかに消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めるとき、その他正当な理由があると認めるときには、資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- （5）会議の終了後、発言者及び発言内容を記載した議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- （6）この要領のほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

「オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアル作成に係るアドバイザー会議」
構成員等名簿

(構成員)

いまなり ともみ
今成 知美 特定非営利活動法人アスク 代表

しらかわ のりひと
白川 教人 全国精神保健福祉センター長会 常任理事

ひぐち すすむ
樋口 進 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長

ひぐち ようこ
樋口 容子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事・西日本支部支部長

ますだ えつこ
増田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長

まつもと つねお
松本 恒雄 一橋大学 名誉教授 ／ 独立行政法人国民生活センター 顧問

むらい としや
村井 俊哉 京都大学大学院医学研究科脳病態生理学講座・精神医学 教授

(敬称略、五十音順。肩書は令和2年10月30日現在)

(オブザーバー)

国民生活センター
厚生労働省

(事務局)

消費者庁新未来創造戦略本部